

窓口システム構築等業務委託事業者の募集について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 2 6 日

黒石市長 高樋



記

- 1 業務名 窓口システム構築等業務委託
- 2 委託業務範囲
 - (1) 計画準備及び資料収集整理
 - (2) システム構築
 - (3) データ及びシステムセットアップ
 - (4) 職員向け研修や操作マニュアルの作成
 - (5) その他システム構築に関連する業務
 - (6) 運用保守
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
※ 運用の開始は、令和 6 年 1 0 月 1 5 日（火）からとし、運用開始以降は、運用保守・サポート等を行う。
- 4 参加資格事業者の要件等
 - (1) 黒石市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (2) 東北に本店、支店又は営業所を有している事業者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (5) 黒石市暴力団排除条例（平成 23 年 黒石市条例第 21 号）に規定する暴力団等でないこと。
 - (6) 本構築等業務と同等以上の規模のシステム構築業務の導入実績があること。
- 5 その他詳細
別紙「黒石市窓口システム構築等業務委託公募型プロポーザル実施要領」、「黒石市窓口システム構築等業務委託提案書作成要領」及び「黒石市窓口システム構築等業務委託仕様書」を参照のこと。